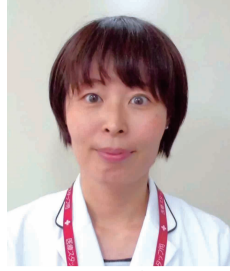


医療最前線

成年後見制度について②

法定後見制度について



西畑愛 社会福祉士

前回は、成年後見制度の概要についてお話しさせていただきました。成年後見制度は大きく「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがある(図1)といふことでしたが、今回はそのうちの「法定後見制度」について詳しく説明していきます。

「後見」は、判断能力が著しく不十分な人の状態および生活の状況を尊重し、その心身を適切に使うことにより、本人を援助します。

「保佐」は、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。

「補助」は、判断能力が十分でない人を保護・支援するための制度です。

「後見」は、判断能力が著しく不十分な人の状態および生活の状況を尊重し、その心身を適切に使うことにより、本人を援助します。

「保佐」は、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。

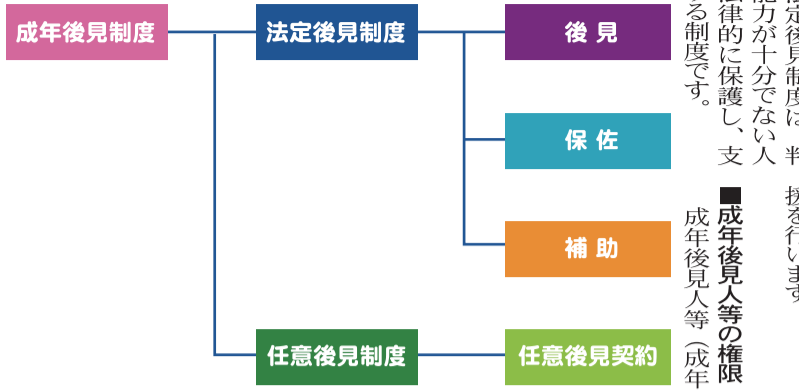
「補助」は、判断能力が十分でない人を保護・支援するための制度です。

「後見」は、判断能力が著しく不十分な人の状態および生活の状況を尊重し、その心身を適切に使うことにより、本人を援助します。

「保佐」は、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。

「補助」は、判断能力が十分でない人を保護・支援するための制度です。

【図1】成年後見制度ツリー図



【表1】後見・保佐・補助の分類

Table with 3 columns: 後見, 保佐, 補助. It details the classification of each system based on the person's mental capacity and the nature of the assistance provided.

【表2】重要な財産行為

Table with 2 columns: 民法第13条1項所定の行為, 分かりやすく言い換えたもの. It lists 9 types of important property transactions and their simplified descriptions.

「後見」は、判断能力が著しく不十分な人の状態および生活の状況を尊重し、その心身を適切に使うことにより、本人を援助します。

「保佐」は、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。

「補助」は、判断能力が十分でない人を保護・支援するための制度です。

「後見」は、判断能力が著しく不十分な人の状態および生活の状況を尊重し、その心身を適切に使うことにより、本人を援助します。

「保佐」は、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。

「補助」は、判断能力が十分でない人を保護・支援するための制度です。

「後見」は、判断能力が著しく不十分な人の状態および生活の状況を尊重し、その心身を適切に使うことにより、本人を援助します。